

中学生世代の新たな地域クラブ活動 準備・推進計画（案）の概要

【体育協会、スポ少、指導希望者、学校向け】

令和5年12月
鳥羽市教育委員会生涯学習課

なぜ、鳥羽市は地域クラブ活動を進めていくのか？

背景

深刻な少子化の進行により、中学校等の生徒数の減少が全国的に加速化し、学校での部活動は持続可能性という面で厳しさを増してきました。

活動経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた指導が求められたりするなど、教師の業務負担の大きさも全国的な課題となっています。



国

スポーツ庁は、**部活動を学校単位から地域単位の取組とするべき**という方針のもと、令和5年度から7年度を改革推進期間として、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図るよう**ガイドライン**を策定しました。



本市

鳥羽市においても、「**子どもたちの望ましい成長が期待でき、多様な世代が親しむことができるスポーツ・文化芸術環境を、地域と連携して整備・推進していきます**」という**基本方針**を掲げ、取り組むこととします。

いつ、どうしていく予定なのか？

鳥羽市教育委員会では、令和6・7年度で休日の運営体制づくりや指導人材の確保を進め、**令和8年4月より**中学生のみなさん、保護者のみなさんに、次のような情報提供をしていけるよう準備していく予定です。

なお、平日の活動については、まだスポーツ庁のガイドラインが示されておらず、まずは**休日の取組を中心に進めていきます**。

スポーツ／文化活動一覧

分類	団体名
スポーツ	とば ス ポ ー ツ ク ラ ブ
	野球
	サッカー
	・
	・
文化	〇〇
	△△
	□□
	●●
	▲▲
	■ ■

各団体の活動案内（例）

項目	内容
団体名	鳥羽FC（とばスポーツクラブのサッカー競技主管団体）
競技種目	サッカー
活動方針	自分と向き合っていくための「アドバイス」や「問いかけ」を通じ、集団の中で協調し、自分で課題を解決していく力を付けていきます。初心者も歓迎！
活動日	練習：毎週日曜日午前を基本に活動。火曜夜は一般会員と一緒に交流します。 試合：下記公式戦のほか、適宜練習試合を組みます。
公式戦	高円宮杯JFAU-15サッカーリーグ2023三重、日本クラブユース選手権(U-15)大会、eisu杯三重県ユース(U-15)サッカー選手権大会
その他活動	Jリーグ観戦、合宿を予定
年会費	●,000円
月会費	■,000円
参加者が準備するもの	ボール、練習着、スパイク、フットサルシューズ、ソックス（ユニフォームは貸与します） Jリーグ観戦、合宿等イベントについては一部参加負担をお願いしています
連絡手段	らくらく連絡網
問合せ先	鳥羽FC 代表 〇〇 〇〇 TEL090-………

本計画の基本方針は？

スポーツ庁ガイドライン①
「学校部活動の教育的意義
を継承・発展させること」

スポーツ庁ガイドライン②
「生徒のみならず地域住民
を対象とした地域スポーツ・
文化芸術活動全体を振興する
契機とすること」

＜基本方針＞

子どもたちの望ましい成長が期待で
き、多様な世代が親しむことができる
スポーツ・文化芸術環境を、地域と連
携して整備・推進していきます

鳥羽市教育ビジョン①
「誰もが運動やスポーツを
行う習慣があり、生涯にわ
たり健康で元気な生活を送
れるよう、スポーツ活動を支
えるための環境づくりの取
組を推進する。」

鳥羽市教育ビジョン②
「競技スポーツ活動を推進し、
子どもから高齢者まで、各
世代に応じ目的をもった活
動をする。」

地域クラブへの移行を目指す競技は？

下記①②の活動を広く紹介できる状態を目指し、まずは
中学生世代の対応を優先し、体制づくり、人材確保を進め
ます。

①**現在市内の中学校で実施している**学校部活動
(下記)のうち、指導人材が確保でき、実施体制
が整うもの



軟式野球



ソフトボール



バドミントン



バスケットボール



卓球



バレーボール



サッカー



ソフトテニス



陸上



柔道



剣道



フェンシング

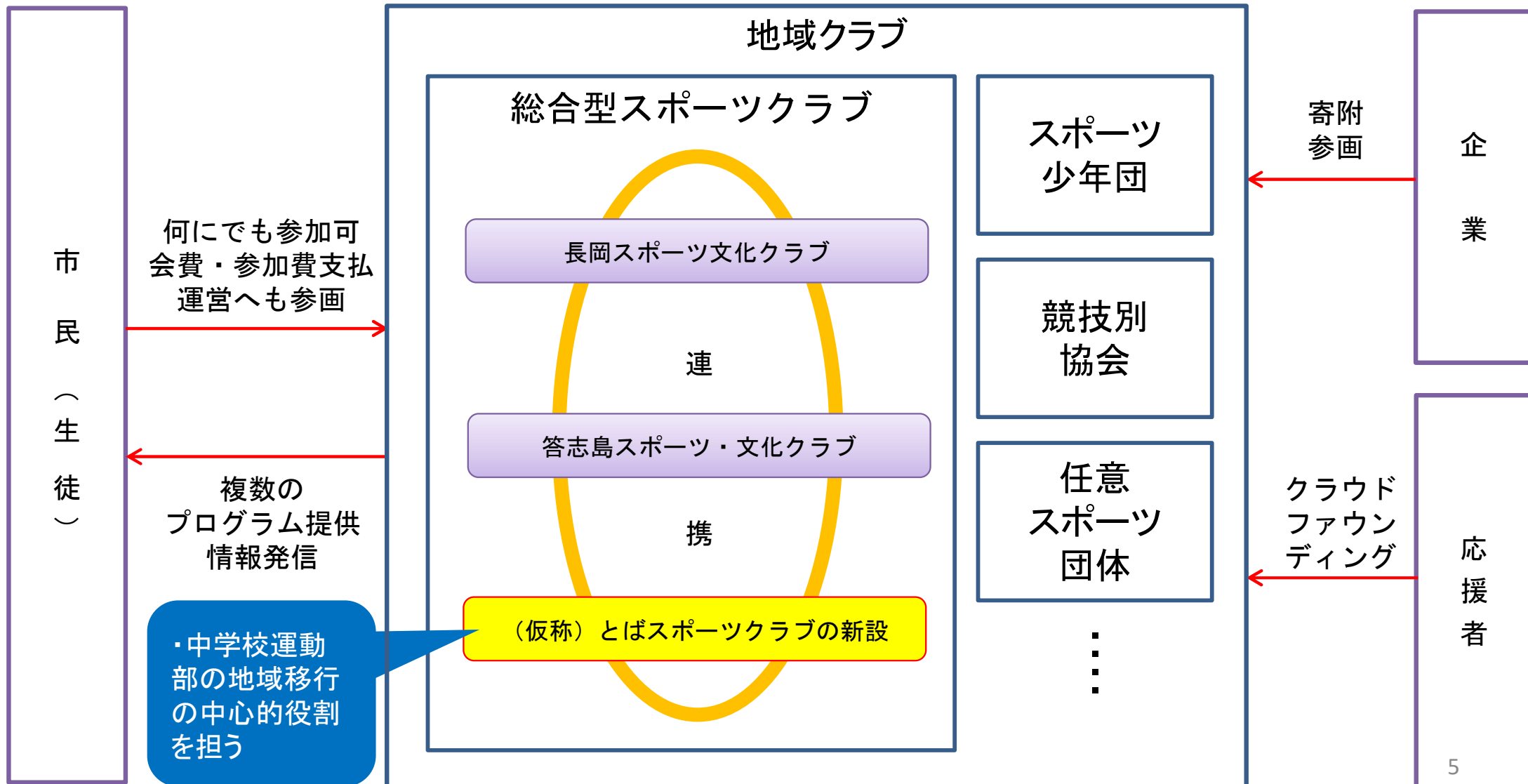


文化

②これまで部活動として実施していない競技等で、
地域クラブ活動として実施体制が整っているもの、
または今後整えていくもの

鳥羽市が目指す全体像は？

- 「（仮称）とばスポーツクラブ」の創設を進め、他の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、任意のスポーツ団体等と協力しながら、スポーツ庁のガイドラインに準拠した中学生の地域クラブ活動を行うこととします。
- 答志及び神島中学校区は、少子化の進展状況や子どもの望む活動内容、島内の指導人材の状況等を踏まえ、どのような体制づくりをしていくべきか、意見交換しながら調整していくこととします。



(仮称)とばスポーツクラブの設置と運営

設置の必要性

スポーツ庁ガイドラインでは、地域クラブ活動を行う際には、「年次・月次計画の策定と公表」、「保険加入の促進」、「有資格のトレーナー等との連携」、「他世代向け活動にも参画できるような配慮」など多面的な対応が求められています。

指導者がこれらすべてに対応すると負担が過重となり、ただでさえ指導人材が不足している現状においては、地域クラブ運営が滞ることが想定されます。このため、とばスポーツクラブが代表で事務をしたり、まとめて実施できることを調整し、スムーズな地域移行が進むよう実施主体による活動全般を包括する役割を担うこととします。

運営主体

本クラブ運営は、学校部活動の引き受けという公的な要素が強く、対象競技也多岐に渡ることから、本市においてはその運営に**市教育委員会**が積極的に関わらなければ、運営主体の立ち上げや事業化は困難なものになると想定されます。

このことから、現在**市教育委員会**が事務局を担っている公的団体

①鳥羽市体育協会

②鳥羽市スポーツ少年団

で事業化することを令和6年度に協議し、いずれも実現しない場合には「設立趣旨に沿って活動する実施主体で構成する新設任意団体が行うこと」について調整していきます。

各競技を主管する団体

スポーツ庁ガイドラインに沿って活動する意向のある団体をとばスポーツクラブの主管団体とし、一体的に推進していくこととします。（詳細は、次ページ「指導を受け持つ団体・個人とその役割」を参照）

指導人材の確保にあたる調整

体育協会に加盟し、市内の各スポーツを統括している競技別協会に協力を要請し、次ページに記載する実施主体の候補となる団体や個人、部活顧問等と協議して調整していただくものとします。

具体的な調整例とその内容は、別紙をご参照ください。

なお、地域クラブ活動として中学生を受け入れることはできるものの、とばスポーツクラブが準拠するガイドライン等に沿った運営ルールでは活動ができない、または活動することに特段のメリットを感じない場合には、独自に活動をしていただくこととします。

●スポーツ庁ガイドライン等に沿ったとばスポーツクラブ運営ルール

項目	実施主体に求める内容等
参加者	学校部活動に所属していない生徒、運動や文化・芸術活動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を参加対象とする。
関係者間の連携体制の構築等	主管団体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、クラブへ報告する。
学校との連携等	地域クラブ活動と学校部活動との間で、リカバリー日の調整等、日々のスケジュール調整を行うほか、生徒の活動状況に関する情報共有等を行う。
指導者の質の保障	生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。
適切な指導の実施	適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
活動内容	生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、総合型地域スポーツクラブなど他の競技・他の世代向けに設置されている活動に生徒が参画できるようにする。
適切な休養日等の設定	平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で2日とも活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は原則として3時間程度とする。なお、本市の特徴を踏まえ、本土と離島との合同活動として、休日に一定の練習量を確保したい場合は、平日のリカバリー日の増等で調整できることとする。 定期試験前後の一定期間等も含め、休養期間を設ける。
会費の適切な設定	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
保険の加入	指導者や参加者等の保険加入を必須とする。
活動場所	活動場所の調整・変更、それに伴う参加者への連絡等は主管団体において行う。
責任の所在	競技の指導を取り仕切る中心的な役割を果たすものであるため、安全配慮義務を負うほか、なんらかのトラブルが発生した場合には、責任者としての第一義的な対応が必要となる。

指導を受け持つ団体・個人とその役割

スポーツ少年団や競技別協会、指導を希望する教師・市民等を中心に保護者等の参画も得て、その人員構成等により実施主体を下記類型のように明確化することで、責任の所在を明らかにし、活動を実施するものとします。

□スポーツ少年団型

指導人材がスポーツ少年団に所属して指導する場合

□競技別協会型

各協会事業として実施する場合

□任意スポーツ団体型

□とばスポーツクラブ直営型

指導を希望する人材はいるが、主管団体が形成されない場合や、教師・部活動指導員が個人・複数で指導する場合

とばスポーツクラブへの参画

指導を受け持つ団体・個人は、自らの活動方針により、対象者の範囲、参加費及び活動経費、実施日、活動内容等を計画し、それらが前ページのクラブ運営ルールに合致すれば、とばスポーツクラブにおける当該競技の主管団体となります。主管団体となった場合には、クラブで担う役割を個別に行う必要はありません。

活動経費と月会費の設定

指導者・審判等の登録費や保険料、練習・試合の指導に要する謝金（謝金の有無は実施主体で判断）や交通費、イベント費などは参加者から徴収する「月会費」で賄います。

その他、活動における留意点

部活動顧問と地域クラブ指導者は、日常的に情報交換を図り、指導の違い等に起因する生徒の不安の解消等に努めることとします。

●会費の定義と処理方針

項目	年会費	月会費
定義	とばスポーツクラブ全体の運営に関係する費用に充当（クラブが決定）	各競技ごと、主管団体の活動内容ごとに差異が生じる費用に充当（主管団体が決定）
会費の収入処理	鳥羽スポーツクラブ事務局	主管団体
会計処理	全体運営部分、直営競技部分について、とばスポーツクラブ事務局が行う	主管団体が行う
監査	会計処理に同じ。 （全主管団体の監査結果の確認作業）	主管団体が監査する
残金の扱い	クラブで繰越金処理	主管団体が繰越金処理

●各会費を充当すべき支出項目

	年会費（会員一律）		月会費（競技別に設定）	
充当すべき支出	とばスポーツクラブ全体の運営費		各競技別の活動費	
①事務局運営費	コーディネーター役給料	○		—
	事務局員給料	○		—
	保険料（訴訟費用対応：長が加入）	○		—
	情報発信費（寄附活動含む）	○		—
	消耗品費	○		—
②会議費	総会等会場借り上げ費	○	各競技別の会議費	○
③イベント費	講師謝金（講演・教室・食生活等 会員全員を対象とするもの）等	○	各競技別のイベント・合宿等	○
④保険料	会員のスポーツ保険	○	指導者スポーツ保険	○
⑤登録費		—	競技別協会・スポーツ少年団等	○
⑥資格費		—	指導・審判資格の取得及び更新等	○
⑦指導費		—	指導者の謝金、交通費等	○
⑧練習・試合費		—	会場使用料、招待試合参加費等	○
⑨備品費		—	ユニフォーム積立（貸出しの場合）	○
⑩消耗品費		—	各競技運営に必要なもの	○

練習や試合はどうなるの？

平日の学校部活動

スポーツ庁が今後平日のガイドラインを示し、地域での準備が整うまでの間は継続する見込みです。活動場所は学校等となります。※ただし、地域クラブ側の指導体制が整えば、学校との協議を経て、活動を地域クラブへ移行していく場合もあります。

休日の地域クラブ活動

指導人材が確保できた競技等において、地域クラブ指導者が顧問と情報交換を図りながら指導していく体制に切り替えていきます。月々の会費等は、指導者が所属するスポーツ少年団等の収支をもとに提示がされます。

活動場所は、学校のほか市体育施設等となります。※生徒・顧問・地域クラブ指導者が十分なコミュニケーションを図ることができるよう、令和7年10月～令和9年3月を「移行調整期間」とし、この期間内の一定期間で、休日の指導を顧問と地域クラブ指導者がともに行うよう進めていく予定です。

活動日・活動時間

学校部活動と地域クラブ活動との間で調整し、現在の部活動同様に、適切な**休養日・活動時間**を設定していきます。（P6表の「適切な休養日等の設定」参照）

※本市の特徴を踏まえ、本土と離島との合同活動として、休日に一定の練習量を確保したい場合は、平日の**休養日**の増等で調整します。

公式戦への出場

平日の学校部活動が継続している間、どの公式戦にどの形態（部活動か地域クラブか）で参加していくか、顧問と地域クラブ指導者との調整により決定していきます。

地域クラブへの参加方法は？

☐市教育委員会から情報を提示

市内にどのような地域クラブ活動があるのか情報を整理し、毎年度当初に、生徒に地域クラブ活動の一覧と個々の内容を提示します。

☐自由参加

地域クラブ活動への参加は生徒個人の希望となることから自由参加とし、各地域クラブの定める運用上の規程等に沿って参加申し込みを行います。

☐複数参加が可能

参加活動数の制限等はありませんので、複数の活動への参加が可能です。ただし、各ご家庭において、家庭でゆったりと過ごす時間や学習に充てる時間などは必要ですので、十分ご留意いただくこととします。

また、同じ日に試合がある場合など、どの活動を優先するか意思表示を明確にして参加していただきます。

地域クラブへの保護者の関わりは？

地域クラブでの指導に際し、指導者の候補となる方々をスポーツ少年団や競技別協会、指導を希望する教師・市民等と考えていますが、この取組から新たに中学生年代を指導対象とすることから、指導人材の発掘が急務となっています。

保護者の皆様には、指導者として、また指導は無理でも、審判、引率、用具運搬等のサポートに、ぜひとも参画いただきますようお願いしていきます。